

刑事・少年事件の弁護士費用の概要

費用の種類

弁護士の費用は「着手金」、「報酬金」、「実費」などがあります。

「着手金」は、事件等をご依頼いただいた際にお支払いいただく費用となります。

「報酬金」は、事件等が終了したとき（不起訴、判決や審判の場合）に、成功の程度に応じてお支払いいただく費用です。

「実費」は、裁判所に納める手数料、郵便切手代、コピー代、交通費等の事件処理に要した費用となります。

着手金・報酬基準の概要（金額はいずれも消費税込み）

下記は、当事務所の着手金・報酬基準の一例です。事件ごとの具体的な金額は、当事務所報酬基準をもとに、事件の内容や手続きの種類、事件処理の難易度などを踏まえて、ご説明・ご相談させていただいた上で決定します。

I 【刑事事件】

1 事案簡明な事件

(1) 着手金

① 起訴前（捜査段階） 22万円～55万円

② 起訴後（裁判段階） 22万円～55万円

※起訴前（捜査段階）、起訴後の第1審、上訴審の弁護はそれぞれ別事件の扱いとなります。但し、起訴前から引き続いて起訴後の弁護を担当する場合は、起訴後の弁護事件の着手金を1/2に減額します。

(2) 報酬金

成果の内容	報酬金の額
不起訴	22万円～55万円
略式命令	不起訴の金額を超えない額
執行猶予	22万円～55万円
刑の減軽	執行猶予の金額を超えない額

2 事案簡明な事件以外

(1) 着手金

① 起訴前（捜査段階） 55万円～

② 起訴後（裁判段階） 55万円～

※起訴前（捜査段階）、起訴後の第1審、上訴審の弁護はそれぞれ別事件の扱いとなります。

(2) 報酬金

成果の内容	報酬金の額
不起訴	55万円～
略式命令	不起訴の金額を超えない額
無罪	66万円～
執行猶予	55万円～
刑が軽減され場合	求刑から軽減された程度による
検察官の上訴棄却	55万円～

保釈・勾留の執行停止・準抗告等の身柄解放に向けた手続き申立てについては、依頼者との協議により別途報酬金を加算します。

- 3 告訴・告発
1件 11万円～

II 【少年事件】

1 着手金

- (1) 家庭裁判所送致前 22万円～55万円
(2) 家庭裁判所送致後 22万円～55万円
(2) 抗告・再抗告・保護処分を取り消し 22万円～55万円

2 報酬金

- (1) 「非行事実なし」に基づく審判不開始又は不処分 33万円～
(2) その他 22万円～55万円